

有効期間5年（令和8年12月31日まで）

令和3年12月24日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
（生活安全総務課）

流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について
（通達）

流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステムの運用については、「街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について（通達）」（平成28年4月15日付け警察本部長通達。以下「旧要綱」という。）に基づき適正な運用を実施しているところであるが、旧要綱を一部改正し、新たに別紙のとおりとして、令和4年1月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧要綱は、令和3年12月31日限り廃止する。

別紙

流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成17年広島県公安委員会規程第13号）第8条の規定により、広島県警察が設置した流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステムを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 街頭防犯カメラシステム 防犯カメラによって撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。
- (2) 受付装置 モニター画面及びカメラ操作機器で構成する装置をいう。
- (3) 録画装置 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に記録及び再生する装置をいう。
- (4) モニター業務 モニター画面の映像監視及びデータの閲覧をいう。
- (5) データ 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。

第3 管理運用体制及び任務

1 総括責任者

生活安全部生活安全総務課長は、街頭防犯カメラシステム総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステム全般の総括的な管理の責任を負う。

2 運用責任者

街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署長は、街頭防犯カメラシステム運用責任者（以下「運用責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステムの運用及びデータの管理に関する責任を負う。

3 取扱責任者

- (1) 街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署の生活安全課長は、街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として、次に掲げる業務を実施する責任を負う。

ア 街頭防犯カメラシステムの保守、点検に関すること。

イ 受付装置及び録画装置（以下「受付等装置」という。）の管理及び取扱いに関すること。

ウ モニター業務及びデータの保存、活用に関すること。

- (2) 地域部通信指令課総合通信指令室（以下「総合通信指令室」という。）内に設置されている受付等装置については、地域部通信指令官（以下「通信指令官」という。）が取扱責任者として、次に掲げる業務を実施する。

ア 受付等装置の管理及び取扱いに関すること。

イ 総合通信指令室の勤務に従事している地域部通信指令課員が行うモニター業務に関すること。

4 データ保存従事者

運用責任者は、データを媒体に保存する業務に従事する者（以下「データ保存従事者」という。）を、あらかじめ別記様式第1号のデータ保存従事者指定簿により指定することとし、これ以外の者を当該業務に従事させてはならない。

第4 防犯カメラの設置

1 設置場所の選定

総括責任者は、防犯カメラの設置場所の選定に当たり、防犯カメラの設置が効果的と考えられる公道、商店街及び公園等の公共空間の適切な場所を選定するとともに、必要に応じ、プライバシー保護機能を適切に活用することにより個人のプライバシーを不当に侵害することがないように配慮しなければならない。

2 設置場所の明示

総括責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明示するため、防犯カメラの設置地域に別図1の表示札を、防犯カメラ設置場所付近に別図2の表示札をそれぞれ見やすい場所に設置しなければならない。

3 録画装置の管理

録画装置は、総合通信指令室及び警察署内の施錠された部屋に設置するものとする。

第5 カメラシステムの運用

1 運用時間

街頭防犯カメラシステムは、24時間運用する。

2 受付等装置の設置

運用責任者は、受付等装置が部外者の目に触れないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 モニター業務

- (1) 取扱責任者は、犯罪の予防、捜査等のためデータの検索が必要な場合は、モニター業務に従事する者にデータの検索を行わせることができる。
- (2) モニター業務に従事する者は、事前に装置の操作方法、情報の取扱い等について取扱責任者から指示を受けることとし、この指示を受けていない者はモニター業務に従事することはできない。
- (3) モニター業務を依頼しようとする者は、別記様式第2号又は別記様式第3号の受付等装置使用簿に必要事項を記入し、取扱責任者の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は、宿日直責任者の指揮を受けてモニター業務を行い、事後速やかに、取扱責任者の決裁を受けるものとする。

第6 データの保存及び活用等

1 データの保存期間

録画装置でのデータの保存期間は2週間とする。

2 データの活用

データの活用は、次の手続によることとする。

- (1) データを活用するため媒体への保存を必要とする所属の長（以下「活用所属長」という。）は、別記様式第4号のデータ保存依頼書により運用責任者に依頼する。

(2) 運用責任者は、前記(1)の保存を適当と認めるときは、データ保存従事者に当該データを媒体に保存させ、活用所属長に交付する。

なお、使用する媒体は活用所属長において用意するものとし、新品の媒体又は広島県警察外部記録媒体運用ソフトウェア運用管理要領に定める「証拠品用媒体」を使用するものとする。

(3) 活用所属長は、データの活用終了後、速やかに媒体のデータを消去する。

なお、データが保存された媒体を証拠化する場合は、刑事訴訟法上の手続きを確実にとるほか、証拠物件取扱保管要領の制定について（平成9年12月18日付け例規通達）に基づき、証拠物件として適正な保管管理を行うこと。

(4) 運用責任者は、データの保存及び媒体の交付状況をデータ保存依頼書により管理する。

3 データの提供

データの提供は、次に掲げる場合において、運用責任者が許可した場合に限り提供できるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由がある場合で、総括責任者が指示するとき。

4 留意事項

活用所属長は、データの活用にあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) データを複製してはならないこと。

(2) 媒体の保管に当たっては、錠のある保管庫に入れ、確実に施錠すること。

第7 情報の守秘

街頭防犯カメラシステム及びデータの映像から得られた情報は職務上知り得た秘密に該当することから、職員はこれを外部に漏らしてはならない。

第8 報告

1 運用状況の報告

運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、別記様式第5号の街頭防犯カメラシステム運用状況報告書により、毎月ごとに総括責任者に報告するものとする。

総括責任者は、同運用状況について、半年ごと警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 公安委員会への報告

本部長は、前記第6の2の規定によりデータを活用したときは、半年ごとに広島県公安委員会へ報告するものとする。

3 異常時の報告

(1) 取扱責任者等は、街頭防犯カメラシステムの異常等を認知した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。

(2) 前記(1)の報告を受けた運用責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

第9 公表

本部長は、前記第8の規定による報告を取りまとめ、半年ごとに公表するものとする。

第10 関係簿冊の保存

街頭防犯カメラシステムの運用にあたり備え付ける簿冊名、保存期間は次表のとおりとする。

簿冊名	保存期間
データ保存従事者指定簿（様式第1号）	3年
受付等装置使用簿（様式第2号）	
受付等装置使用簿（総合通信指令室）（様式第3号）	
データ保存依頼書（様式第4号）	
街頭防犯カメラシステム運用状況報告書（様式第5号）	

年 月 日

警察署長様

（依頼所属長）
（担当課）

データ保存依頼書

街頭防犯カメラシステムのデータ保存について、次のとおり依頼します。

依頼所属	担当者	所属 階級（職）	署（課） 氏名	係 電話
	保存の理由 （罪名，手口等）			
	保存する データ内容	年月日時	年 月 日 午 時 分 ころ～ 年 月 日 午 時 分 ころ	
		カメラ番号		

運用責任者	受付年月日・番号	年 月 日	第 号	
	検討結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由）		
	保存	年月日	年 月 日	
		担当者	課 係 階級（職）	氏名 印
		媒体	<input type="checkbox"/> CD-R/RW（ ）枚 <input type="checkbox"/> DVD±R/RW（ ）枚 <input type="checkbox"/> USB（ ）枚 <input type="checkbox"/> （ ）	
	交付	年月日	年 月 日	
		交付者	課 係 階級（職）	氏名 印
受領者		所属 署（課） 階級（職）	氏名 印	
備考				

年 月 日

生活安全部生活安全総務課長 様

警察署長
(課)

街頭防犯カメラシステム運用状況報告書

年 月分の街頭防犯カメラシステムの運用状況は、次のとおりです。

区 分		件 数
データ保存件数		件
活 用 の 結 果	検 挙	件
	事後捜査	件
	そ の 他	件

注1 データ保存件数は、受付等装置使用簿の使用目的欄のデータ保存件数の合計

注2 活用の結果は、データ保存件数の内数

データ保存目的に係る罪名	
--------------	--

区 分	件 数
モニター業務件数	件

注 受付等装置使用簿の使用目的欄のモニター業務件数の合計

別図1 (第4関係)

防
犯
カ
メ
ラ
設
置
地
域



Security Camera Installed

〇〇警察署長
P O L I C E

別図2 (第4関係)

防
犯
カ
メ
ラ
作
動
中



Security Camera in Use

〇〇警察署長
P O L I C E

新旧対照表

○流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について

改正後	改正前	備考
<p><u>流川・薬研堀地区における</u>街頭防犯カメラシステム運用要綱</p> <p>第1 趣旨 この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成17年広島県公安委員会規程第13号）第8条の規定により、広島県警察が設置した<u>流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム</u>を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 街頭防犯カメラシステム 防犯カメラによって撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。 (2) 受付装置 モニター画面及びカメラ操作機器で構成する装置をいう。 (3) 録画装置 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に記録及び再生する装置をいう。 <u>(4) モニター業務 モニター画面の映像監視及びデータの閲覧をいう。</u> (5) データ 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。</p> <p>第3 管理運用体制及び任務 1 総括責任者 生活安全部生活安全総務課長は、街頭防犯カメラシステム総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステム全般の総括的な管理の責任を負う。</p>	<p>街頭防犯カメラシステム運用要綱</p> <p>第1 趣旨 この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成17年広島県公安委員会規程第13号）第8条の規定により、広島県警察が設置した<u>街頭防犯カメラシステム</u>を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 定義 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。 (1) 街頭防犯カメラシステム 防犯カメラによって撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。 (2) 受付装置 モニター画面及びカメラ操作機器で構成する装置をいう。 (3) 録画装置 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に記録及び再生する装置をいう。 (4) データ 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。</p> <p>第3 管理運用体制及び任務 1 総括責任者 生活安全部生活安全総務課長は、街頭防犯カメラシステム総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステム全般の総括的な管理の責任を負う。</p>	

改正後	改正前	備考
<p>2 運用責任者 <u>街頭防犯カメラシステム</u>の設置場所を管轄する警察署長は、街頭防犯カメラシステム運用責任者（以下「運用責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステムの運用及びデータの管理に関する責任を負う。</p> <p>3 取扱責任者 (1) <u>街頭防犯カメラシステムの設置場所</u>を管轄する警察署の生活安全課長は、街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として、次に掲げる業務を実施する責任を負う。 ア 街頭防犯カメラシステムの保守、点検に関すること。 イ 受付装置及び録画装置（以下「受付等装置」という。）の管理及び取扱いに関すること。 ウ モニター業務及びデータの保存、活用に関すること。</p> <p>(2) <u>地域部通信指令課総合通信指令室（以下「総合通信指令室」という。）内に設置されている受付等装置については、地域部通信指令官（以下「通信指令官」という。）が取扱責任者として、次に掲げる業務を実施する。</u> <u>ア 受付等装置の管理及び取扱いに関すること。</u> <u>イ 総合通信指令室の勤務に従事している地域部通信指令課員が行うモニター業務に関すること。</u></p> <p>4 データ保存従事者 運用責任者は、データを媒体に保存する業務に従事する者（以下「データ保存従事者」という。）を、あらかじめ別記様式第1号のデータ保存従事者指定簿により指定することとし、これ以外の者を当該業務に従事させてはならない。</p> <p>第4 略</p> <p>第5 カメラシステムの運用 3 モニター業務 (2) <u>モニター業務に従事する者は、</u>事前に装置の操作方</p>	<p>2 運用責任者 <u>防犯カメラ</u>の設置場所を管轄する警察署長は、街頭防犯カメラシステム運用責任者（以下「運用責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステムの運用及びデータの管理に関する責任を負う。</p> <p>3 取扱責任者 <u>防犯カメラの設置場所</u>を管轄する警察署の生活安全課長は、街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として、次に掲げる業務を実施する責任を負う。 (1) 街頭防犯カメラシステムの保守、点検に関すること。 (2) 受付装置及び録画装置（以下「受付等装置」という。）の管理及び取扱いに関すること。 (3) <u>モニター業務（モニター画面の映像監視及びデータの閲覧をいう。以下同じ。）並びにデータの保存、活用及び消去に関すること。</u></p> <p>4 データ保存従事者 運用責任者は、データを媒体に保存する業務に従事する者（以下「データ保存従事者」という。）を、あらかじめ別記様式第1号のデータ保存従事者指定簿により指定することとし、これ以外の者を当該業務に従事させてはならない。</p> <p>第4 略</p> <p>第5 カメラシステムの運用 3 モニター業務 (2) <u>モニター業務に従事する者（地域部通信指令課総合通信</u></p>	

改正後	改正前	備考
<p>法、情報の取扱い等について取扱責任者から指示を受けることとし、この指示を受けていない者はモニター業務に従事することはできない。</p> <p>(3) モニター業務を依頼しようとする者は、別記様式第2号 <u>又は別記様式第3号</u>の受付等装置使用簿に必要事項を記入し、取扱責任者の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は、宿日直責任者の指揮を受けてモニター業務を行い、事後速やかに、取扱責任者の決裁を受けるものとする。</p> <p>第6 データの保存及び活用等</p> <p>1 データの保存期間 録画装置でのデータの保存期間は2週間とする。</p> <p>2 データの活用 データの活用は、次の手続によることとする。</p> <p>(1) データを活用するため媒体への保存を必要とする所属の長（以下「活用所属長」という。）は、別記様式第4号のデータ保存依頼書により運用責任者に依頼する。</p> <p>(2) 運用責任者は、前記(1)の保存を適当と認めるときは、データ保存従事者に当該データを媒体に保存させ、活用所属長に交付する。 <u>なお、使用する媒体は活用所属長において用意するものとし、新品の媒体又は広島県警察外部記録媒体運用ソフトウェア運用管理要領に定める「証拠品用媒体」を使用するものとする。</u></p> <p>(3) 活用所属長は、データの活用終了後、<u>速やかに媒体のデータを消去する。</u> <u>なお、データが保存された媒体を証拠化する場合は、刑事訴訟法上の手続きを確実にとるほか、証拠物件取扱保管要領の制定について（平成9年12月18日付け例規通達）に基づき、証拠物件として適正な保管管理を行うこと。</u></p> <p>(4) 運用責任者は、データの保存及び媒体の交付状況をデ</p>	<p>指令室（以下「総合通信指令室」という。）は、事前に装置の操作方法、情報の取扱い等について取扱責任者から指示を受けることとし、この指示を受けていない者はモニター業務に従事することはできない。</p> <p>(3) モニター業務を依頼しようとする者は、<u>別記様式第2号</u>の受付等装置使用簿に必要事項を記入し、取扱責任者の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は、宿日直責任者の指揮を受けてモニター業務を行い、事後速やかに、取扱責任者の決裁を受けるものとする。</p> <p>第6 データの保存及び活用等</p> <p>1 データの保存期間 録画装置でのデータの保存期間は2週間とする。</p> <p>2 データの活用 データの活用は、次の手続によることとする。</p> <p>(1) データを活用するため媒体への保存を必要とする所属の長（以下「活用所属長」という。）は、別記様式第3号のデータ保存依頼書により運用責任者に依頼する。</p> <p>(2) 運用責任者は、前記(1)の保存を適当と認めるときは、データ保存従事者に当該データを媒体に保存させ、活用所属長に交付する。</p> <p>(3) 活用所属長は、データの活用終了後、<u>速やかに媒体を運用責任者に返却する。</u> <u>なお、事件送致等により返却できない場合は、運用責任者に報告するものとする。</u></p> <p>(4) 運用責任者は、返却を受けた媒体のデータを速やかに消</p>	

改正後	改正前	備考
<p>ータ保存依頼書により管理する。</p> <p>3 データの提供 データの提供は、次に掲げる場合において、運用責任者が許可した場合に限り提供できるものとする。 (1) 法令に基づく場合 (2) 国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由がある場合で、総括責任者が指示するとき。</p> <p>4 留意事項 活用所属長は、データの活用にあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) データを複製してはならないこと。 (2) 媒体の保管に当たっては、錠のある保管庫に入れ、確実に施錠すること。</p> <p>第7 略</p> <p>第8 報告 1 運用状況の報告 運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、別記様式第5号の街頭防犯カメラシステム運用状況報告書により、<u>毎月ごとに総括責任者に報告するものとする。</u> <u>総括責任者は、同運用状況について、半年ごと警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。</u></p> <p>2 公安委員会への報告 本部長は、前記第6の2の規定によりデータを活用したと</p>	<p>去する。 (5) 運用責任者は、データの保存及び消去並びに媒体の交付及び返却の状況をデータ保存依頼書により管理する。</p> <p>3 データの提供 データの提供は、次に掲げる場合において、運用責任者が許可した場合に限り提供できるものとする。 (1) 法令に基づく場合 (2) 国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由がある場合で、総括責任者が指示するとき。</p> <p>4 留意事項 活用所属長は、データの活用にあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1) データを複製してはならないこと。 (2) 媒体の保管に当たっては、錠のある保管庫に入れ、確実に施錠すること。</p> <p>第7 略</p> <p>第8 報告 1 運用状況の報告 運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、別記様式第4号の街頭防犯カメラシステム運用状況報告書により、<u>毎月ごとに総括責任者を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。</u></p> <p>2 公安委員会への報告 本部長は、前記第6の2の規定によりデータを活用したと</p>	

改正後	改正前	備考								
<p>ときは、半年ごとに広島県公安委員会へ報告するものとする。</p> <p>3 異常時の報告</p> <p>(1) 取扱責任者等は、街頭防犯カメラシステムの異常等を認知した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。</p> <p>(2) 前記(1)の報告を受けた運用責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。</p> <p>第9 略</p> <p>第10 関係簿冊の保存</p> <p>街頭防犯カメラシステムの運用にあたり備え付ける簿冊名、保存期間は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 746 985 963"> <thead> <tr> <th>簿冊名</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ保存従事者指定簿（様式第1号）</td> <td rowspan="5">3年</td> </tr> <tr> <td>受付等装置使用簿（様式第2号）</td> </tr> <tr> <td>受付等装置使用簿（総合通信指令室）（様式第3号）</td> </tr> <tr> <td>データ保存依頼書（様式第4号）</td> </tr> <tr> <td>街頭防犯カメラシステム運用状況報告書（様式第5号）</td> </tr> </tbody> </table>	簿冊名	保存期間	データ保存従事者指定簿（様式第1号）	3年	受付等装置使用簿（様式第2号）	受付等装置使用簿（総合通信指令室）（様式第3号）	データ保存依頼書（様式第4号）	街頭防犯カメラシステム運用状況報告書（様式第5号）	<p>きは、その状況について半年ごとに広島県公安委員会へ報告するものとする。</p> <p>3 異常時の報告</p> <p>(1) 取扱責任者等は、街頭防犯カメラシステムの異常等を認知した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。</p> <p>(2) 前記(1)の報告を受けた運用責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。</p> <p>第9 略</p> <p>第10 通信指令官</p> <p>1 地域部通信指令官（以下「通信指令官」という。）は、地域部通信指令課総合通信指令室に設置する受付装置について、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) モニター業務及び防犯カメラの撮影方向の調整</p> <p>(2) 作動状況の点検</p> <p>(3) 異常時の総括責任者への報告</p> <p>2 通信指令官は、必要と認められる場合には、装置の操作方法、情報の取扱い等について事前に指示をした者にモニター業務を行わせることができる。</p>	
簿冊名	保存期間									
データ保存従事者指定簿（様式第1号）	3年									
受付等装置使用簿（様式第2号）										
受付等装置使用簿（総合通信指令室）（様式第3号）										
データ保存依頼書（様式第4号）										
街頭防犯カメラシステム運用状況報告書（様式第5号）										

改正後

様式第 2 号

様式第 2 号 (第 5 関係)

受付等装置使用簿 設置場所【警察署】

取扱責任者承認印	使用年月日時	所属・係	階級(職)	使用者	使用目的
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()

様式第 3 号

様式第 3 号 (第 5 関係)

受付等装置使用簿 設置場所【総合通信指令室】

取扱責任者承認印	使用年月日時	所属・係	階級(職)	使用者	使用目的
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> その他()

改正前

様式第 2 号

様式第 2 号 (第 5 関係)

受付等装置使用簿

取扱責任者承認印	使用年月日時	所属・係	階級(職)	使用者	使用目的
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()
	・ ・ : ~				<input type="checkbox"/> モニター業務 <input type="checkbox"/> データ保存 <input type="checkbox"/> その他()

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号

備考

改正後

様式第 4 号

様式第 4 号 (第 6 関係)

年 月 日

警察署長 様

(依頼所属長)
(担当課)

データ保存依頼書

街頭防犯カメラシステムのデータ保存について、次とおり依頼します。

依頼所	担当者	所属	署(課)	係	氏名	電話
	保存の理由 (罪名, 手口等)					
所	保存する データ内容	年月日時	年	月	日	時 分 ころ ~
		カメラ番号	年	月	日	時 分 ころ

運 用 者	受付年月日・番号	年	月	日	第	号
	検討結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認(理由)				
	年月日	年	月	日		
	担当者	課	係	階級(職)	氏名	印
	媒体	<input type="checkbox"/> CD-R/RW () 枚 <input type="checkbox"/> DVD±R/RW () 枚 <input type="checkbox"/> USB () 枚 <input type="checkbox"/> ()				
	年月日	年	月	日		
交 付	交付者	課	係	階級(職)	氏名	印
	受領者	所属	署(課)	階級(職)	氏名	印
備 考						

改正前

様式第 4 号

様式第 3 号 (第 6 関係)

年 月 日

警察署長 様

(依頼所属長)
(担当課)

データ保存依頼書

街頭防犯カメラシステムのデータ保存について、次とおり依頼します。

依 頼 所	担当者	課	係	階級(職)	氏名	電話
	保存の理由 (罪名, 手口等)					
所	保存する データ内容	年月日時	年	月	日	時 分 ころ ~
		カメラ番号	年	月	日	時 分 ころ

運 用 者	受付年月日・番号	年	月	日	第	号
	検討結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認(理由)				
	年月日	年	月	日		
	担当者	課	係	階級(職)	氏名	印
	媒体	<input type="checkbox"/> CD-R/RW () 枚 <input type="checkbox"/> DVD±R/RW () 枚 <input type="checkbox"/> ()				
	年月日	年	月	日		
	交付者	課	係	階級(職)	氏名	印
	受領者	所属	署(課)	階級(職)	氏名	印
	返却者	所属	署(課)	階級(職)	氏名	印
	受領者	課	係	階級(職)	氏名	印
所 属	活用結果	<input type="checkbox"/> 検挙 <input type="checkbox"/> 事後捜査 <input type="checkbox"/> 録画なし <input type="checkbox"/> その他()				
	報告者	所属	署(課)	階級(職)	氏名	
消 去	理由	<input type="checkbox"/> 事件送致 <input type="checkbox"/> その他()				
	年月日	年	月	日		
備 考	担当者	課	係	階級(職)	氏名	印
	消去確認 取扱責任者	氏名	印			
備 考						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

備考

